

募集要項

福祉活動を応援します

平成24年度 福祉事業振興助成金のお知らせ

「福祉事業振興助成金」の趣旨

「住みなれた地域において、安心して暮らしたい」という気持ちは、誰しもの願いです。このような願いを叶えるには、公的な施策とともに、地域での共助活動がなければ成し得ることができません。

このため、泉区民の方々等から寄せられた“寄附金”をもとに、泉区内の地区社協・泉区社協と連携を図りながら取り組む様々な福祉活動に対して資金面で支援し、泉区内の誰もが心豊かに安心して暮らし続けられる地域福祉を実現していくことを目的とします。

なお、申請はAプラン（先駆的事業）とBプラン（継続的事業）の2種類となります。

◆ 受付期間 ◆

平成23年12月1日～平成24年1月10日

(消印有効)

社会福祉法人 仙台市泉区社会福祉協議会

〒981-3131 仙台市泉区七北田字道 48-12

☎ 372-1581 FAX 372-8969

Aプラン 先駆的事業助成について

1 助成対象事業

- ① 児童の豊かな心を醸成するための育成活動
- ② 障がい者の可能性を引き出し、地域生活を応援する活動
- ③ 生きがいある老後を支援するための活動
- ④ 地域の共助のしくみを促進する活動
- ⑤ 震災復興に向けた被災者支援活動

泉区内において、上記①～⑤のいずれかをテーマとして、区社協または地区社協との連携・協働を図り内容に先駆性があり、活動の具体的成果が他団体へモデルとして期待できる事業

2 助成対象経費

- ・会議費 ・通信運搬費 ・印刷製本費 ・講師諸謝金及び旅費
- ・用具費（レクリエーション用、健康保持増進用、世代間交流用など）
- ・備品費（活動に必要な機材など）

3 助成金額

- ▶ 1 助成対象事業の 90% で 30 万円以内
- ▶ 総助成金額 200 万円／年間

※ただし、平成 23 年度本事業の助成を受けた団体については、1 助成対象事業の 90% で 10 万円以内

4 事業実施期間

平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月末までに実施される事業

5 助成対象団体

社会福祉の振興を目的とし泉区内で活動をおこなうボランティア団体・市民活動団体/NPO

※平成 23 年度本事業の助成を受けた団体も申請可能（3 年間まで）

6 申請条件

- (1) 1 団体につき 1 事業の申請に限る
- (2) 申請事業に対して、行政または社会福祉協議会を含む他団体から資金助成がされていないこと

例：地区社協の小地域福祉ネットワーク事業に包含される事業等

- (3) 実施事業の成果について平成 25 年度開催の「福祉委員会」等の事業報告会で発表していただくとともに本会広報紙「社協だよりいずみ」等への記事提供

7 募集受付期間

平成23年12月1日から平成24年1月10日まで（消印有効）

8 申請書類

- (1) 申請書 「福祉事業振興助成金交付申請書」1と2に必要事項を記入のうえ、添付資料と一緒に提出してください
- (2) 添付資料
 - ① 申請団体の規約、または会則
 - ② 申請団体の前年度の事業報告及び決算書
 - ③ 申請団体紹介のパンフレットや広報紙など
 - ④ 役員名簿

9 審査および結果通知

申請団体は本会の「福祉事業振興資金運用委員」による審査会で申請内容のご説明（プレゼンテーション）をいただきます。（平成24年1月下旬頃を予定）

審査結果については、審査会終了後直ちに各申請団体あてに書面にて通知を致します。（平成24年2月上旬頃を予定）

10 事業実施の留意事項

- (1) 助成事業の中止や内容に変更が生じた場合は、事前に書面にてご連絡ください
- (2) 広報紙や各種資料などへの掲載は、本会の助成である旨を明記してください
- (3) 申請内容と事実が異なる場合、事業実施報告が未提出の場合は全額返金と致します
- (4) 営利を目的とする事業及び団体メンバー限定の趣味・娯楽・親睦を目的とする事業は対象になりません
- (5) 決定した助成金は、団体名義の口座に振込みます（個人名義の口座には振込めません）

11 事業実施報告について

助成事業が終了した後、所定様式の「事業実施報告書」にご記入し、1か月以内に提出してください

- (1) 事業実施報告書（様式1）
 - (2) 1,000字以内で事業成果の原稿をお寄せください
- ※ 関係する写真がございましたら2～3枚を添付してください

【 提出・問合わせ先 】

※本会ホームページ（<http://www.shakyo-s-izumi.or.jp>）からも申請書がダウンロードできます。 〒981-3131 泉区七北田字道 48-12
(社福) 仙台市泉区社会福祉協議会 ☎ 372-1581

Bプラン 継続的事業助成について

1 助成対象事業

- ① 児童の豊かな心を醸成するための育成活動
- ② 障がい者の可能性を引き出し、地域生活を応援する活動
- ③ 生きがいある老後を支援するための活動
- ④ 地域の共助のしくみを促進する活動

泉区内において、上記①～④のいずれかをテーマとして区社協または、地区社協と連携・協働し実施する継続的な事業

2 助成対象経費

- ・会議費 ・通信運搬費 ・印刷製本費 ・講師諸謝金及び旅費
- ・用具費（レクリエーション用、健康保持増進用、世代間交流用など）
- ・備品費（活動に必要な機材など）

3 助成金額

- ▶ 1 団体 1 年間 5 万円以内
- ▶ 総助成金額 100 万円／年間

4 事業実施期間

平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月末までの活動

5 助成対象団体

10 年以上社会福祉の振興を目的とし、泉区内で活動をおこなうボランティア団体・市民活動団体/NPO

6 申請条件

- (1) 1 団体につき 1 事業の申請に限る
- (2) 申請事業に対して、行政または社会福祉協議会を含む他団体から資金助成がされていないこと
- (3) 実施事業の成果について平成 25 年度に「福祉委員会」等の事業報告会で発表していただくとともに本会広報紙「社協だよりいずみ」等への記事提供

7 募集受付期間

平成23年12月1日から平成24年1月10日まで（消印有効）

8 申請書類

- (1) 申請書「福祉事業振興助成金交付申請書」1と2に必要事項を記入のうえ、添付資料と一緒に提出してください
- (2) 添付資料
 - ① 申請団体の規約、または会則
 - ② 申請団体の前年度の事業報告及び決算書
 - ③ 申請団体紹介のパンフレットや広報紙など
 - ④ 役員名簿

9 審査および結果通知

申請団体は本会の「福祉事業振興資金運用委員」による審査会で申請内容のご説明（プレゼンテーション）をいただきます。（平成24年1月下旬頃を予定）

審査結果については、審査会終了後直ちに各申請団体あてに書面にて通知を致します。（平成24年2月上旬頃を予定）

10 事業実施の留意事項

- (1) 助成事業の中止や内容に変更が生じた場合は、事前に書面にてご連絡ください
- (2) 広報紙や各種資料などへの掲載は、本会の助成である旨を明記してください
- (3) 申請内容と事実が異なる場合や事業実施報告が未提出の場合は全額返金と致します
- (4) 営利を目的とする事業及び団体メンバー限定の趣味・娯楽・親睦を目的とする事業は対象になりません
- (5) 決定した助成金は、団体名義の口座に振込みます（個人名義の口座には振込めません）

11 事業実施報告について

助成事業が終了した後、所定様式の「事業実施報告書」にご記入し、1か月以内に提出してください。

- (1) 事業実施報告書（様式1）
- (2) 1,000字以内で事業成果の原稿をお寄せください
※ 関係する写真がございましたら2～3枚を添付してください

【 提出・問合わせ先 】

※本会ホームページ（<http://www.shakyo-s-izumi.or.jp>）からも申請書がダウンロードできます。

〒981-3131 泉区七北田字道 48-12

社会福祉法人 仙台市泉区社会福祉協議会 ☎ 372-1581